

令和3年度

宮崎大学大学院教育学研究科

教職実践開発専攻〔教職大学院〕
（専門職学位課程）
第3次学生募集要項

出願期間：令和3年2月8日(月) ～ 令和3年2月12日(金)

試験期日：令和3年2月27日(土)

合格発表：令和3年3月5日(金)

国立大学法人 宮崎大学

現職教員等、現職教員、現職管理職教員の考え方

本研究科では、現職教員等に対して各専攻の目的に即してより高度な教育を受ける機会を拡大する方針をとっています。本研究科の学生募集における「現職教員等」、「現職教員」、「現職管理職教員」のとりえ方は、以下の通りです（一般的な用語の説明ではありません）。

現職教員等

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人や教育行政機関に専任として在職している人で、入学時までに6年以上の教諭の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職教員等」とします。なお、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する人も含みます。現職教員等の教育方法の詳細は、20頁を参照してください。また、修学期間は2年間を原則としますが、希望すれば審査によって1年間に短縮できます。

現職教員

学校教育法第1条に定められている学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、及び高等専門学校)に専任として在職している人で、入学時までに3年以上6年未満の教諭の教職経験を有し、大学院修学休業制度を活用して修学を希望する人を「現職教員」とします。なお入学者選抜は、一般の選抜方法のみとなります。また、修学期間は2年間を原則とします。

現職管理職教員

学校教育法第1条に定められている学校のうち、小学校、中学校、高等学校、もしくは中等教育学校に教頭、副校長として在職している人で、入学時までに6年以上の教諭の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する人を「現職管理職教員」とします。修学期間は、単位修得の免除制度を活用し、1年間を原則とします。

*例えば、教諭の教職経験が1年間の教員も一般的には現職教員ではありませんが、本研究科の学生募集では「現職教員」扱いではなく「一般」扱いとなります。

長期履修制度及び長期在学制度の考え方

長期履修制度

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により修学の困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて一定期間(最長4年)にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期履修が認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになります。

長期在学制度

長期在学制度とは、免許等取得のため、標準修業年限(2年)では修了に必要な所定の単位修得が困難な人に対して、標準修業年限(2年)を超えて、3年または4年にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期在学制度による履修が認められた場合には、標準修業年限を超えた年度についても授業料を支払うことになります。

「現職教員等」、「現職教員」、「現職管理職教員」、「長期履修制度」及び「長期在学制度」の詳細については、宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890 までお問い合わせください。

目 次

| | |
|-----------------------------------------|----|
| 教育学研究科教職実践開発専攻のアドミッションポリシー | 1 |
| I 教育学研究科の概要 | |
| 1 専攻の名称・目的 | 2 |
| II 学生募集要項 | |
| 1 専攻（コース）募集人員 | 3 |
| 2 出願資格 | 3 |
| 3 出願手続 | 5 |
| 4 出願上の留意事項 | 5 |
| 5 障がい等のある入学志願者の事前相談 | 6 |
| 6 出願書類等（各選抜方法による出願書類一覧） | 7 |
| 7 選抜方法（筆記試験免除及び筆記試験代替措置についてを含む） | 8 |
| III 学力試験の日程等 | |
| 1 学力試験の日程 | 12 |
| 2 宮崎大学位置図 | 13 |
| 3 入学試験集合場所案内図 | 14 |
| 4 合格発表 | 14 |
| 5 入学料及び授業料 | 15 |
| IV 教育学研究科教職実践開発専攻の案内 | |
| 1 教職実践開発専攻（教職大学院）の概要 | 16 |
| 2 現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生の 教育方法について | 20 |
| 3 常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について | 21 |
| 4 修了要件 | 22 |
| 5 取得可能な教員免許状（専修免許状） | 23 |
| V 学生寄宿舍の入居 | 24 |

教育学研究科教職実践開発専攻のアドミッションポリシー

1. 入学者受入方針（求める人材像）

本専攻では、以下のような入学者受入の方針を定め、多様な人材を受け入れています。

本専攻では、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を持つ、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員や地域や学校において指導的役割を果たし得る教員を目指している次のような人材を求めています。

- 初等教育・中等教育または特別支援教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲を持つ人
- 教育現場の諸問題に対して深い関心を持ち、同僚や地域と連携して問題解決を行う熱意を持つ人
- 自らの得意分野を生かし、より高度の実践的指導力・展開力の修得を目指している人
- 教育者としての使命感を持ち、自ら学び続ける教師として、将来、学校や地域において指導的な役割を果たそうとする高い意識を持つ人

2. 入学者選抜の基本方針

下記のような基本方針にもとづいて入学者を選抜します。

- ①学力検査（口述試験等を含む）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して評価します。
- ②入学志願者の学習経歴に応じた学力検査を課します。
- ③入学志願者の実績等により学力検査の一部の免除、あるいは代替を認めることがあります。

教育学研究科の概要や学生募集に関して不明な点や確認したい点などがありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890

なお、事前相談が必要なケースもありますので、内容を把握された上で早めの対応をお願いします。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報、入学者選抜のほか、入学科等免除の選考及び奨学金貸与の選考に使用し、これ以外の目的に用いることはありません。ただし、個人を特定しない形で統計的な調査に使用する場合があります。

I 教育学研究科の概要

1 専攻の名称・目的

教職実践開発専攻（専門職学位課程[教職大学院]）を置き、学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に、確かな教育観と幅広い視野を持ち、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成のための教育を行うことを目的とする。

| 専攻 | コース | 分野 |
|----------------------------------|---------------|-------------|
| 教職実践開発専攻 (専門職学位課程 [教職大学院]) | 教職実践高度化コース | 教育行政・学校経営分野 |
| | | 生徒指導・教育相談分野 |
| | | 教育課程・授業研究分野 |
| | 教科領域指導力高度化コース | |
| | 特別支援教育コース | |

Ⅱ 学生募集要項

1 専攻(コース)募集人員

| 専攻 | コース | 募集人員 |
|-------------------|---------------|------|
| 教職実践開発 (教職大学院) | 教職実践高度化コース | 若干人 |
| | 教科領域指導力高度化コース | |
| | 特別支援教育コース | |

備考

- (1) 募集人員は、教職実践高度化コース若干人、教科領域指導力高度化コース若干人、特別支援教育コース若干人を目安とします。コース選択は、第2志望まで希望することができます。
- (2) 募集定員全体(20人)の2分の1程度は、現職教員等と現職管理職教員の受入れ枠とします。
- (3) 教職経験3年以上6年未満の常勤の現職教員で、休業制度による修学を希望する人は、一般の選抜方法によって受験することになります。

2 出願資格

次の(1)から(10)の[基礎資格]のいずれかを満たす人で、かつ以下の①～⑤の[教職に関する事項]のいずれかにあてはまる人

※合格発表後であっても、「2 出願資格」に記載された要件を満たせなかった場合は、合格ならびに入学許可を取り消す場合があります。

[基礎資格]

- (1) 大学を卒業した人及び令和3年3月卒業見込みの人
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された人及び令和3年3月までに授与される見込みの人
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した人及び令和3年3月までに修了見込みの人
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した人及び令和3年3月までに修了見込みの人
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人及び令和3年3月までに修了見込みの人
- (6) 文部科学大臣の指定した人(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとして認めた人
- (8) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限り。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した人及び令和3年3月までに修了見込みの人
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した人にあつては、本学大学院において、大

学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた人

- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した人と同等以上の学力があると認めた人で、令和3年3月31日までに22歳に達する人

※上記(7)、(9)及び(10)により、入学資格の認定を受けようとする人は、事前に審査が必要となるので、令和3年2月1日(月)までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡してください。なお、この期限内に申し出がない場合は、願書を受け付けないことがあるので注意してください。(事前相談は随時受け付けますので、できるだけ早く御相談ください。)

[教職に関する事項]

- ①教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは特別支援学校教諭の1種教員免許状を有する人、または令和3年3月末日までに取得見込みの人で初等教育、中等教育または特別支援教育に関する基礎的・基本的資質を身につけ、教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人(注1、注2、注3)
- ②教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは特別支援学校教諭の1種教員免許状を有し6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員で確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー及び将来の指導主事等として優れた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーを目指している人(注2、注3)
- ③教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは特別支援学校教諭の1種教員免許状を有し3年以上6年未満の常勤の教職経験を有する現職教員でスクールリーダーへの道を視野に地域や学校における教員として確かな教育理論と優れた指導理論と実践力・応用力を備えた中堅教員を目指している人(注2、注3)
- ④教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校の教諭の1種免許状を有し6年以上の教諭経験を有する現職管理職教員で、スクールリーダーとして、確かな教育理論と地域や学校での優れた指導力を備え、学校経営を展開する管理能力を備えた校長を目指している人(注3、注4)。
- ⑤教育職員免許法によるいずれの学校種の教員免許も有していないが、大学卒業後に、常勤3年以上の社会人経験を有する人で教職に対する強い意欲をもち、教職としての高度の実践力・応用力の修得を目指している人(注1、注3)

(注1) 上記の①で出願しようとする人で、幼稚園、高等学校の1種教員免許状の各々またはいずれか一方のみ取得(または取得見込み)しているが、小学校、中学校のいずれの1種教員免許状も有していない人、又は⑤で出願しようとする人は、事前相談が必要となるので、令和3年2月1日(月)までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡してください。なお、確認が必要な書類を整えるために時間を要するケースもありますので、できるだけ早目にお問い合わせください。

(注2) 中学校及び高等学校の1種教員免許状を有する人、または指定期日までに取得見込みの人の受験資格については、23頁の「5 取得可能な教員免許状(専修免許状)」に掲載されている教科の1種免許状を有する人もしくは取得見込みの人(高等学校「工業」単独を除く)に限定します。

(注3) コースによって取得できる教員免許状(専修免許状)が異なります。詳細は、「5 取得可能な教員免許状(専修免許状)」(23頁)をご覧ください。

(注4) 教職実践高度化コースの教育行政・学校経営分野で管理職養成部門を希望される現職管理職教員の人は、必ず事前相談が必要になります。令和3年1月29日(金)までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡してください。

3 出願手続

- (1) 出願期間：令和3年2月8日(月)～2月12日(金)
- ア 本学所定の「出願用封筒」を使用してください。
- イ 持参の場合は、午前9時から午後5時まで受け付けます。ただし祝日を除きます。
- ウ 郵送の場合は、「書留速達」とし、令和3年2月10日(水)必着とします。
- (2) 提出先：〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
宮崎大学教育学部教務・学生支援係

4 出願上の留意事項

- (1) 入学志願書の記入事項及び書留等の不備なものは受け付けません。
- (2) 出願書類受付後は、いかなる理由があっても記入事項及び書類の変更は認めません。
- また、出願書類を受理した後は、以下の場合を除き振込済みの検定料は返還しません。
- ①検定料を振り込んだが本学に出願しなかった(出願書類等を提出しなかった又は出願が受理されなかった)場合
- ②検定料を誤って二重に振り込んだ場合

返還請求の方法

検定料返還請求願(様式は問いません。返還請求理由、氏名(フリガナ)、現住所、電話番号、検定料返還先銀行口座情報(銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(カタカナ))を明記したもの)を作成し、**必ず「C票 検定料振込証明書」を添付のうえ、以下宛へ令和3年3月31日(必着)までに、速やかに郵送してください。**なお、返還にかかる手数料は、原則、志願者本人の負担とします。また、令和3年4月1日以降に申し出られた場合、返還に応じることはできませんのでご了承ください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
宮崎大学財務部財務課出納係 TEL :0985-58-7122 (土曜・日曜及び祝日を除く)

- (3) 出願書類等の請求は、封筒に「大学院教育学研究科学生募集要項請求」と朱書きして、あて名明記の返信用封筒(250円分の切手を貼付した角型2号、速達の場合は540円分又はレターパック)を同封のうえ簡易書留で、次の宛先に郵送してください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
宮崎大学教育学部教務・学生支援係 TEL 0985-58-2890

5 障がい等のある入学志願者の事前相談

障がい等があり、受験上及び修学上の配慮を必要とする人は、出願書類提出前に宮崎大学学生支援部入試課へご相談ください。相談内容によっては本学において事前の準備を必要とする場合がありますので、できるだけ早急にご相談ください。

下表に相談例を示しますので参考にしてください。ただし、この相談例に限定するものではありません。

(1) 相談期限 令和3年1月29日(金)までとします。

出願締切後に、不慮の事故のため受験上・修学上の配慮を必要とされる場合については、早急に宮崎大学学生支援部入試課へ連絡してください。

(2) 相談方法

宮崎大学のホームページから相談申請書をダウンロードして、次の内容を記載し、医師の診断書等を添えて提出してください。(郵送可)

- ア. 志願者氏名・志望(コース)
- イ. 障がい等の種類・程度
- ウ. 受験上、修学上の配慮を希望する事項
- エ. 出身大学でとられていた配慮事項
- オ. 日常生活の状況
- カ. 住所及び連絡先の電話番号

なお、必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る関係者との面談等を行うことがあります。

※相談申請書ダウンロード先：<http://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/admission/1789-2.html>

(3) 相談先

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地

宮崎大学学生支援部入試課 TEL 0985-58-7138 FAX 0985-58-2865

(土曜日・日曜日及び祝日を除く)

| 相 談 例 | |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ①視覚障がい | 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は困難なもの |
| ②聴覚障がい | 補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は困難なもの |
| ③肢体不自由 | 1. 肢体不自由により、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難なもの 2. 肢体不自由により、常時の医学的観察指導を必要とするもの |
| ④病 弱 | 1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患により、医療又は生活規制を必要とするもの 2. 身体虚弱により、生活規制を必要とするもの |
| ⑤発達障がい | 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のため配慮を必要とするもの |
| ⑥そ の 他 | ①～⑤以外の者で配慮を必要とするもの |

6 出願書類等(各選抜方法による出願書類一覧)

| 出願書類等の名称 | 本 所 の 様 式 | 留 意 点 | 各選抜方法による出願書類 | | | | | |
|---------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------|----------------|---------------------------|-----------|-----------|
| | | | 一般 | | | 現職教員等 ・ 現職管理職 教員 | 現職 教員等 | |
| | | | 大学卒業見込み・ 卒業者等(注1) | 社会人 経験 | 現職 教員 | | | |
| 入 学 志 願 書 | 1-1 | ・*印以外の所定の欄は、全て記入してください。 ・写真(4cm×3cm)は、上半身、脱帽、正面向きで、出願前3か月以内に撮影したものを貼付してください。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 受 験 票 | 1-2 | | | | | | | |
| 受験分野選択登録書 | 1-3 | 教職実践高度化コース志願者のみ全員提出 | 該 当 者 | | | | | |
| 受験教科選択登録書 | 1-4 | 教科領域指導力高度化コース志願者のみ全員提出 | 該 当 者 | | | | | |
| 成 績 証 明 書 | | 出身大学長又は学部長等が作成したもの。(なお、他大学等(短期大学、高等専門学校を含む)から編入学をしている場合は、編入以前の成績もわかるもの) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書 | | 出身大学長又は学部長等が作成したもの。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 教育職員免許状授与証明書又は教育職員免許状の写し | | 免許状を授与した都道府県教育委員会が作成したもの。 | 該 当 者 | | | | | |
| 取り組みたい教育の課題や実践の概要 | 2 | 本学所定の用紙とします。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| これまで取り組んできた教育課題や実践及び研究報告・論文・作品等 | 3 | 現職教員等や現職管理職教員で、教育現場における教育業績等の審査をもって、学力検査筆記試験の代替措置を希望する場合は、本学所定の様式により提出してください。その際は、記載した研究報告・論文・作品等(A4版写し)を添付してください。「7 選抜方法の(4) 現職教員等の選抜方法の学力検査科目」もしくは「(5) 現職管理職教員の選抜方法」を参照してください。 | / | | | ○ (筆記試験代替措置の希望者のみ) | | |
| 初任者研修及び教職10年経過研修を証明する書類及び研究会等における研究授業・実践記録等 | 4-1 | 現職教員(等)で「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習(3単位)」や「学校教育実践研究実習(3単位)」の免除を希望する場合は、また、現職管理職教員で「学校における実習」のうち「学校教育高度化実践研究実習(3単位)」や「教育実践高度化開発研究実習(3単位)」の免除を希望する場合は、各研修歴を証明する書類や研究授業、実践記録等のA4版写しを添付してください。(5年経過研修も受けていればこれに含めてください。) | / | | | ○ (実習の一部免除の希望者のみ) | | |
| | 4-2 | | / | | | ○ (実習の一部免除の希望者のみ) | | |
| 在 職 証 明 書 | 5 | 本学所定の用紙とします。 | / | | | ○ | | |
| 受 験 承 諾 書 | 6 | 大学院に在籍している人は、在籍している大学院の学長又は研究科長の受験承諾書。 | 該 当 者 | | | | | |
| | 6 | 現に学校及び教育行政機関に専任として在職している者で現職のまま入学を希望する人は、本学所定の様式により、所属長の作成した受験承諾書と県教育長の承諾書、市町村立学校教員等・管理職についてはさらに市町村教育長の承諾書を併せて提出してください。 | / | 様式 | 大学院修学休業制度 | 教育委員会等派遣 | 14条適用 | 大学院修学休業制度 |
| | 6 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 7 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 8 | ○ (県立学校は不要) | | | ○ (県立学校は不要) | ○ (県立学校は不要) | ○ (県立学校は不要) | | |
| 振込証明書貼付台紙 | 9 | 本学所定の用紙に検定料振込証明書(C票)を貼付してください。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| あ て 名 票 | 10 | 本要項に添付の用紙に合格通知及び入学手続書類を受け取る際の郵便番号・住所・氏名を記入してください。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 受験票等返信用封筒 | | 本学所定の封筒とします。(出願者には受験票を送付するので、郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、362円分の切手(速達)を貼付してください) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 入 学 検 定 料 (30,000円) | | 本要項に添付の振込用紙を使用し、検定料(30,000円)を納入してください。 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

- (1) 筆記試験免除を希望する人は、8頁を参照してください。
- (2) 受験票は、出願受付後に送付しますが、試験時・入学手続き時に必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- (3) 各種証明書は、原本を提出してください。(コピー不可、6ヶ月以内に取得したもの)

7 選抜方法

(1) 大学卒業見込み・卒業者等の選抜方法

入学者の選抜は学力検査(筆記試験及び口述試験)及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。各コースの受験者は、必修科目及び各自が出願した第一志望のコースのコース別科目を受験してください。ただし、書類審査により筆記試験の一部又は全部を免除することができます。

〈学力検査(筆記試験及び口述試験)を受ける場合〉

学力検査科目

| 専攻 | コース | 筆記試験 | | 口述試験 |
|--------|------------|--------------------------------------------------------------------|------------|------------------------|
| | | コース別科目 | 必修科目 | |
| 教職実践開発 | 教職実践高度化 | 各分野(教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究)に関する問題の中から一つ選択 | 教職実践開発共通問題 | 教職全般及びコースに関わる内容についての試問 |
| | 教科領域指導力高度化 | 各教科領域(言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系)に関する問題の中から教科を一つ選択(注1) | | |
| | 特別支援教育 | 特別支援教育に関する問題 | | |

(注1)教科領域の各教育系は、()内の教科を含みます。

言語教育系(国語、英語)、理数教育系(数学、理科)、社会認識教育系(社会)、芸術教育系(音楽、美術)、スポーツ・生活科学教育系(保健体育、技術、家庭)

〈学力検査筆記試験免除を希望する場合〉

① 対象

令和3年3月末日までに大学卒業見込みの人、大学卒業後3年以内(願書出願時)の人です。ただし、高等学校教員免許のみ有する人、または取得見込みの人は除きます。

② 手続

筆記試験の一部又は全部の免除を希望する人は、出願手続に先立って、可能な限り令和3年1月15日(金)までに宮崎大学教育学部教務・学生支援係(TEL0985-58-2890)まで連絡をして、手続き方法等の指示を受けてください。

筆記試験免除申請期間は、令和3年1月12日(火)～1月25日(月)です。

③ 提出書類

所定の出願書類及び筆記試験免除の提出書類(学力検査科目の表を参照)とします。これらの書類は、令和3年1月12日(火)～1月25日(月)の期間に提出してください。書類審査の結果に基づき、筆記試験の一部免除、全部免除を決定します。

④ 審査結果について

審査結果は、令和3年2月1日(月)に郵便にて発送します。免除不可科目については、筆記試験を受けてください。

提出書類は返却しませんので、必ず出願期間に振込証明書貼付台紙(C票貼付)を提出してください。

学力検査科目

| 専攻 | コース別科目および必修科目の筆記試験免除(提出書類) | 口述試験 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 教職実践開発 | <p>提出書類については下記の通りです。事前審査により、コース別科目、必修科目の両方またはいずれかの免除を決定します。筆記試験免除申請期間に、出願書類(振込証明書貼付台紙及びC票を除く)と併せて下記の書類を提出してください。</p> <p>①履修した教職に関する科目等の一覧および該当する科目のシラバス 別紙1(小学校の教職に関する科目):小学校教員志望者用 別紙2(中学校の教職に関する科目):中学校教員志望者用 別紙3-1から3-3(小学校もしくは中学校の教職に関する科目と特別支援教育に関する科目):特別支援学校教員志望者用</p> <p>②教育実習の概要 別紙4 ※教科領域指導力高度化コースを志望する人は、教育実習中に実施した研究授業の学習指導案の写しを添付すること。</p> | 主として志望するコースに関わる内容についての試問 |

(2)常勤3年以上の社会人経験者の選抜方法

常勤3年以上の社会人経験者の選抜方法は、学力検査(小論文及び口述試験)及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。

学力検査科目

| 専攻 | コース | 筆記試験 | 口述試験 |
|--------|------------|---------------|------------------------|
| 教職実践開発 | 教職実践高度化 | 教育に関する小論文 | 教職全般及びコースに関わる内容についての試問 |
| | 教科領域指導力高度化 | | |
| | 特別支援教育 | 特別支援教育に関する小論文 | |

(3)現職教員(教諭3年以上6年未満の現職教員)の選抜方法

入学者の選抜は学力検査(筆記試験及び口述試験)及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。各コースの受験者は、必修科目及び各自が出願した第一志望のコースのコース別科目を受験してください。

学力検査科目

| 専攻 | コース | 筆記試験 | | 口述試験 |
|--------|------------|--------------------------------------------------------------------|------------|------------------------|
| | | コース別科目 | 必修科目 | |
| 教職実践開発 | 教職実践高度化 | 各分野(教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究)に関する問題の中から一つ選択 | 教職実践開発共通問題 | 教職全般及びコースに関わる内容についての試問 |
| | 教科領域指導力高度化 | 各教科領域(言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系)に関する問題の中から教科を一つ選択(注1) | | |
| | 特別支援教育 | 特別支援教育に関する問題 | | |

(注1)教科領域の各教育系は、()内の教科を含みます。

言語教育系(国語、英語)、理数教育系(数学、理科)、社会認識教育系(社会)、芸術教育系(音楽、美術)、スポーツ・生活科学教育系(保健体育、技術、家庭)

(4) 現職教員等（教諭6年以上の現職教員及び教育行政機関職員）の選抜方法

入学者の選抜は、学力検査(筆記試験及び口述試験)及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。各コースの受験者は、必修科目及び各自が出願した第一希望のコースのコース別科目を受験してください。ただし、学校等における教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等をもって、学力検査の筆記試験と代替することができます。

〈学力検査(筆記試験及び口述試験)を受ける場合〉

学力検査科目

| 専攻 | コース | 筆記試験 | | 口述試験 |
|--------|------------|--------------------------------------------------------------------|------------|------------------------|
| | | コース別科目 | 必修科目 | |
| 教職実践開発 | 教職実践高度化 | 各分野（教育行政・学校経営、生徒指導・教育相談、教育課程・授業研究）に関する問題の中から一つ選択 | 教職実践開発共通問題 | 教職全般及びコースに関わる内容についての試問 |
| | 教科領域指導力高度化 | 各教科領域(言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系)に関する問題の中から教科を一つ選択（注1） | | |
| | 特別支援教育 | 特別支援教育に関する問題 | | |

(注1) 教科領域の各教育系は、()内の教科を含みます。

言語教育系(国語、英語)、理数教育系(数学、理科)、社会認識教育系(社会)、芸術教育系(音楽、美術)、スポーツ・生活科学教育系(保健体育、技術、家庭)

〈学力検査(筆記試験)の代替措置を希望する場合〉

① 提出書類

学力検査の筆記試験の代替を希望する場合には、事前審査の必要書類(学力検査科目の表を参照)を願書出願時に提出してください。

書類審査の結果に基づき、代替措置の可否を決定します。

② 審査結果について

審査結果は、令和3年2月19日(金)に受験票とあわせて郵便にて発送します。代替措置の結果が不可の場合、筆記試験を受けてください。提出書類は返却しません。

学力検査科目

| 専攻 | 教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等の事前審査(必要書類) | 学力検査(口述試験) |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 教職実践開発 | 審査対象とする教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等については、次の通りとします（ A4版写し を提出）。 (1) 教育に関する理論及び実践に関する著書 (2) 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告 (3) 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他特別活動、道徳教育、教科等の研究会における報告書 (4) その他の教育実践に関する報告書等 | 教職全般及びコースに関わる内容についての試問 |

(5) 現職管理職教員（教諭経験6年以上の現職管理職教員）の選抜方法

入学者の選抜は、学力検査（筆記試験及び口述試験）及び出身大学の成績証明書の結果を総合して行います。受験者は、必修科目及びコース別科目（教育行政・学校経営に関する問題）を受験してください。ただし、学校等における教育実践に関する取組の報告書や研究業績等をもって、学力検査の筆記試験と代替することができます。

| 専攻 | コース | 筆記試験 | | 口述試験 |
|--------|---------|-----------------|----------------|------------------------|
| | | コース別科目 | 必修科目 | |
| 教職実践開発 | 教職実践高度化 | 教育行政・学校経営に関する問題 | 教職実践開発 共通問題 | 教職全般及びコースに関わる内容についての質問 |

〈学力検査筆記試験の代替措置を希望する場合〉

① 提出書類

学力検査の筆記試験の代替を希望する場合には、事前審査の必要書類（学力検査科目の表を参照）を願書出願時に提出してください。

書類審査の結果に基づき、代替措置の可否を決定します。

② 審査結果について

審査結果は、令和3年2月19日（金）に受験票とあわせて郵便にて発送します。代替措置の結果が不可の場合、筆記試験を受けてください。提出書類は返却しません。

学力検査科目

| 専攻 | 教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等の事前審査(必要書類) | 学力検査(口述試験) |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 教職実践開発 | 審査対象とする教育実践に関する取り組みの報告書や研究業績等については、次の通りとします（ A4版写し を提出）。 (1) 教育に関する理論及び実践に関する著書 (2) 学校等の研究紀要、教育委員会が発行する教職員研究論文集、学会誌、その他雑誌等に掲載された教育実践に関する論文及び報告 (3) 地区研究会、県・文部科学省の指定研究の発表会、その他特別活動、道徳教育、教科等の研究会における報告書 (4) その他の教育実践に関する報告書等 | 教職全般及びコースに関わる内容についての試問 |

Ⅲ 学力試験の日程等

1 学力試験の日程

入学試験日 令和3年2月27日（土）
 試験場 宮崎大学教育学部
 集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室（14頁参照）

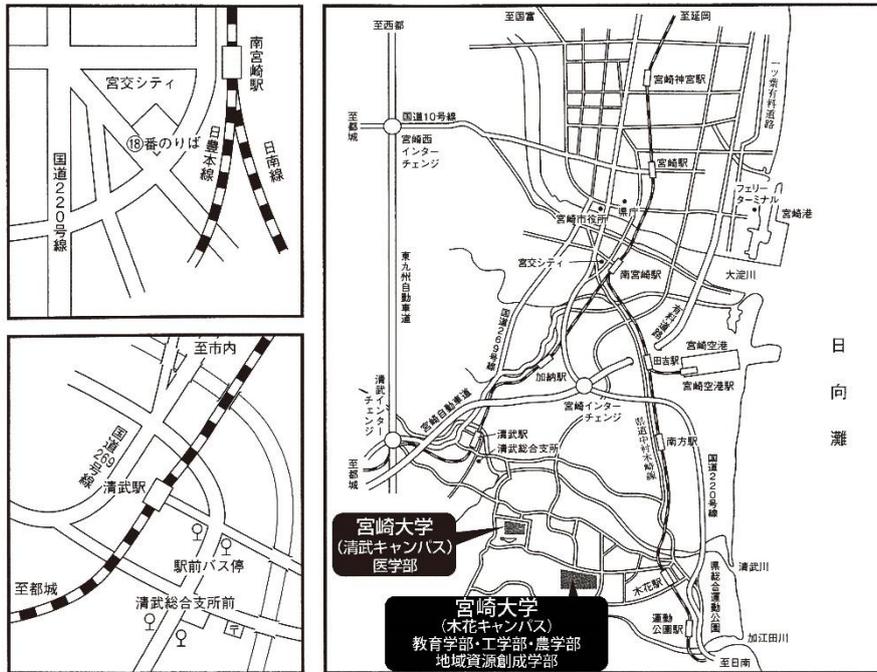
| 試験 | 入試の区分 | 一般入試 | | | | 現職教員等・ 現職管理職教員入試 (常勤6年以上の現職教員、 教育行政機関職員) | |
|--------|-----------------|----------------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|---------------------------------------------------|--------------|
| | | 大学卒業見込み・卒業者等・ 現職教員入試 (常勤3年以上6年未満の現職教員) | | | | 社会人経験者入試 (常勤3年以上の社会人経験者) | 筆記試験代替措置の対象者 |
| | | 筆記試験免除の対象者 | | | 全部 | | |
| | | コース別 科目のみ | 必修科目 のみ | | | | |
| 集合時刻 | 8:30 | 13:30 | 10:30 | 8:30 | 10:30 | 8:30 | 13:30 |
| コース別科目 | 9:00～ 10:30 | | | 9:00～ 10:30 | | 9:00～ 10:30 | |
| 必修科目 | 11:00～ 12:30 | | 11:00～ 12:30 | | 11:00～ 12:30 | 11:00～ 12:30 | |
| 口述試験 | 14:00～ | 14:00～ | 14:00～ | 14:00～ | 14:00～ | 14:00～ | 14:00～ |

(注1)：試験の内容については、8～11頁を確認してください。

(注2)：受験票を必ず持参してください。

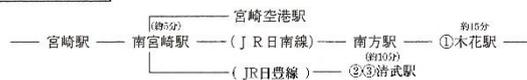
2 宮崎大学位置図

宮崎大学位置図



交通案内

J R



※南宮崎駅の上段()番は、宮崎駅からの、木花駅及び清武駅の上段()番は、南宮崎駅からの所要時間を示す。

- ①木花駅下車→バス停「木花」利用(徒歩10分)→木花経由811番線→宮崎大学(約10分)
 →大学病院前(約15分)
- ②清武駅下車→バス停「清武総合支所前」利用(徒歩10分)→
 清武経由832番線→大学病院前(約10分)
 →宮崎大学(約15分)
 まなび野経由822番線→大学病院前(約10分)
 →宮崎大学(約15分)
- ③清武駅下車→バス停「清武駅前」利用(徒歩5分)→清武経由832番線→大学病院前(約10分)
 →宮崎大学(約15分)

バス

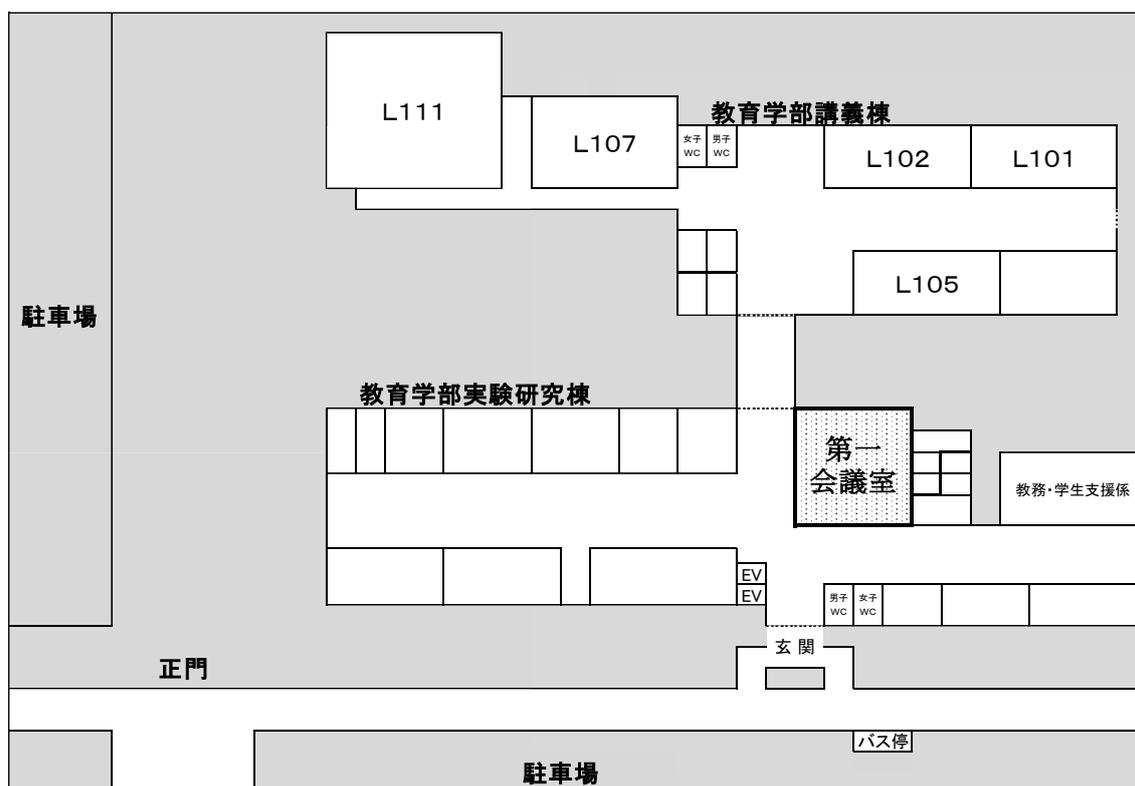
- ①木花台経由(宮崎交通811番線)
 宮崎駅バスセンター→宮交シティ→国富小前→木花→宮崎大学(約40分)
 →大学病院前(約45分)
- ②まなび野経由(宮崎交通822番線)
 宮崎駅バスセンター→宮交シティ→農高前→県立看護大学→清武総合支所前
 →大学病院前(約45分) → 宮崎大学(約50分)
- ③清武経由(宮崎交通832番線)
 宮崎駅バスセンター→宮交シティ→産経大入口→加納小入口→清武総合支所前
 →大学病院前(約40分) → 宮崎大学(約45分)
 ※医学部試験場で受験する人は「大学病院前」下車となります。

タクシー

| | | | |
|-----------|------|------------|------|
| J R 宮崎駅から | 約35分 | J R 南宮崎駅から | 約25分 |
| J R 木花駅から | 約10分 | J R 清武駅から | 約15分 |
| 宮崎空港から | 約20分 | | |

3 入学試験集合場所案内図

入学試験日 令和3年2月27日(土)
試験場 宮崎大学教育学部
集合場所 宮崎大学教育学部第一会議室



4 合格発表

- (1) 令和3年3月5日(金)15時に教育学部正面出入口付近の掲示板に掲示するほか、合格者本人に郵送にて通知します。なお、電話等による問い合わせには一切応じません。
- (2) 合格者の受験番号を本学部ウェブサイトにも次のとおり掲載しますが、公式の合格者の発表は(1)に記載しているとおります。

アドレス (<http://www.miyazaki-u.ac.jp/edu/graduate/>)

掲載予定日時 令和3年3月5日(金)15時頃

5 入学料及び授業料

○入学料：282,000 円

- (注1) 法令改正により金額が変更になる場合があります。
- (注2) 入学料については、免除の制度があります。
- (注3) 納入された入学料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。
 - i. 入学料を払い込んだが、入学手続をしなかった場合
 - ii. 入学料を誤って二重に払い込んだ場合※返還にかかる手数料は、原則、納入者の負担とします。

○授業料：535,800 円（年額）（前期分 267,900 円、後期分 267,900 円）

- (注1) 授業料は、新学期開始後に納入していただくことになります。
- (注2) 授業料については、免除の制度があります。
- (注3) 授業料の納入は、預金口座からの「口座振替」とします。
前期の口座振替日は1年次は5月下旬頃、2年次以降は4月下旬頃の予定です。
後期の口座振替日は10月下旬頃の予定です。
- (注4) 授業料に改正があった場合は、改定後の授業料を納入していただくことになります。
- (注5) 在学中に授業料改正が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

授業料に関する事項は以下のウェブサイトに記載しますのでご確認ください。

<http://www.miyazaki-u.ac.jp/campus/fees/jugyou/>

※入学料及び授業料に関する問い合わせ：宮崎大学財務部財務課出納係(TEL 0985-58-7122)

IV 教育学研究科案内

1 教職実践開発専攻（教職大学院）の概要

（1）特徴

- ① 宮崎県及び宮崎市の教育行政機関と連携して、教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、及び教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成を行います。現職教員等については大学院設置基準第14条の履修制度を利用した修学も可能です。また、大学卒業後常勤3年以上の社会人経験を有するものの、教員免許状を取得していない人にも、教職としての高度の実践力・応用力を備えた新人教員への道を開いています。
- ② 「教職実践高度化コース」「教科領域指導力高度化コース」及び「特別支援教育コース」の3コースを開設しています。
- ③ いずれのコースも、i)教員免許状取得見込み大学卒業予定者・取得済み大学卒業生、ii)3年以上の常勤経験を有する現職の教員（ただし3年以上6年未満の経験者は、原則的に、一般の学生に準じた扱いとします。）、iii)大学卒業後社会人経験を有する教員免許状未取得者を対象としています。ただし、教職実践高度化コース教育行政・学校経営分野のうち、管理職養成部門については、6年以上の教諭経験を有する副校長職や教頭職の教員のみを対象としています。
- ④ 修了年限は、2年を原則とします。なお、大学卒業後社会人経験を有する教員免許状未取得者については、希望する教員免許状1種の取得に必要な単位を学部で履修する必要から3～4年間の修学（長期在学制度）を原則とします。また「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」での修学を希望する6年以上の常勤経験を有する現職教員等の場合、教育実習の一部免除による短期履修制度を申請し、認められれば1年間の履修で修了することも可能です。「教職実践高度化コース（教育行政・学校経営分野）」の現職管理職教員については、教育実習の一部免除による短期履修制度を利用し、1年間での修了を原則とします。
- ⑤ 修了要件は、各コースとも共通領域科目20単位、各コース必修・選択科目12単位、自由選択科目4単位、教育実習科目10単位、目標達成確認科目2単位、総計48単位の修得が必要です。ただし、「教職実践高度化コース」、「教科領域指導力高度化コース」での修学を希望する6年以上の常勤経験を有する現職教員等については、申請により教育実習科目10単位のうち、「基礎能力発展実習」（3単位）及び「学校教育実践研究実習」（3単位）を、審査により免除することがあります。3年以上6年未満の常勤経験を有する現職教員については、教育実習科目10単位のうち、「基礎能力発展実習」（3単位）を、審査により免除することがあります。「教職実践高度化コース（教育行政・学校経営分野）」での修学を希望する現職管理職教員については、教育実習科目10単位のうち、「学校教育高度化実践研究実習」（3単位）及び「教育実践高度化開発研究実習」（3単位）を、審査により免除することを原則とします。
- ⑥ 共通領域科目及び各コース科目の授業は、教育に関する理論と実践の融合を視野に入れて、専任の研究者教員、実務家教員及び学部との兼任教員の協働によって進められます。
- ⑦ 各コースとも、現職の教員、大学卒業見込み・卒業生等及び社会人経験者の学修歴やキャリアに配慮した内容や学習方法を準備しています。

- ⑧ 修了者には、専門職学位「教職修士（専門職）」が授与されます。また、各校種の専修免許状が取得できます。

（２）各コースの特色（現職教員等、現職教員、現職管理職教員の区分については、表紙裏ページを参照）

【教職実践高度化コース】

教職実践高度化コースは、「教育行政・学校経営分野」、「生徒指導・教育相談分野」、「教育課程・授業研究分野」という３つの分野から学生自身がどの分野を中核として学ぶかを選択し、学生それぞれの学習歴・実務歴に合った学びのプロセス構築が可能になっています。各分野に関する教育理論を学修するとともに、学校現場での事例分析等、理論を活用した具体的な実践の意義づけとそれを踏まえた実践プランの再構築といった、理論と実践の往還を可能とする自立的・共同的な成長する教員としての資質・能力の修得を目指した科目を取り入れています。また、教育行政・学校経営分野には管理職養成を担う科目を設定しており、基本的には宮崎県教育委員会派遣の現職管理職教員（教頭職等）に合わせた内容となっていますが、現職教員のキャリア形成として、履修相談によって教諭による履修の可能性も開いています。

【教科領域指導力高度化コース】

教科領域指導力高度化コースは、コース必修・選択科目と「教育実習科目」との連動によって、児童生徒の実態を踏まえた授業実践・分析・評価・改善といったより実地的な学修が可能です。指導力の改善・検証のみならず、学校現場をフィールドとした実地的・実践的な学びを通じた教科領域の教育に関する指導力の高度化が可能な設定になっています。教育内容の分析、教材開発、授業計画の作成と実践後の省察等、すべての教科授業の基礎となる高度な実践的思考力の形成を図るため、教科横断型３科目６単位のコース必修科目を設定しています。また各学生が得意とする教科領域におけるより専門性の高い教育内容開発のために、言語教育系、理数教育系、社会認識教育系、芸術教育系、スポーツ・生活科学教育系の５領域において多様なコース選択科目を設置しています。

【特別支援教育コース】

特別支援教育コースは、「特別支援学校教員の専門的指導力の向上」を目指して、「医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進する」ことが可能となるような授業科目、実習科目でカリキュラムが設計されています。具体的には、児童生徒の実態把握に不可欠なアセスメント技法や特別支援学校の教育課程を編成し、教育目標に即して各授業を構成・展開する力を実践的に習得できるように、アクティブラーニングを積極的に取り入れた授業構成となっています。また、「障害のある子どもの事例研究法」や「特別支援教育実践研究」等では、教育実践研究の方法論を習得し、そこで学修した理論や技法を２年次の教育実習や研究課題の追求に活用することで、理論や根拠に基づく高度の教育実践力を培い、学校現場での校内研修や実践研究の担い手としての力量形成を図ります。「特別支援学校のキャリア教育と進路指導」や「特別支援教育の家族支援論」、「特別支援教育コーディネーター論」では、地域の医療・福祉・労働などの関係機関との連携・協働を図りながら、「多職種連携」について理解を深め、特別支援教育の実践力のみならず、校内支援体制の構築やセンター的機能の充実に資する力量を形成していきます。

なお、指定された科目の単位修得により特別支援学校教諭専修免許状が取得可能であり、「特別支援教育士」（一般社団法人特別支援教育士資格認定協会）の資格取得に必要な講義ポイント全 30 ポイントのうち

10 ポイントを取得することが可能です。

(3) 教育課程の特色

本専攻の教育課程は、必修 5 領域に対応した「共通領域科目」とコースごとに開設している「コース必修科目」と「コース選択科目」、各コースの目標の達成度を確認・評価することを主目的とする「目標達成確認科目（教職総合研究）」及び「教育実習科目」から編成されています。

教育実習のうち、「学校における実習」（3段階に区分）は、附属学校及び連携協力校で行います。また、教職実践高度化コースと教科領域指導力高度化コースの現職教員等の場合、「学校における実習」のうち「メンターシップ実習」（4単位）は必修ですが、「基礎能力発展実習」（3単位）及び「学校教育実践研究実習」（3単位）については、免除の申請をし、審査を受けることができます。教職実践高度化コースの現職管理職教員の場合、「マネジメント実習」（4単位）は必修ですが、「学校教育高度化実践研究実習」（3単位）及び「教育実践高度化開発研究実習」（3単位）については、免除の申請をし、審査を受けることができます。

(4) 教育実習について

教育実習は、各コースともに10単位の修得が必要です。ただし、現職教員等ならびに現職管理職教員については、一部免除の制度があります。

実習先の校種については、各コースによって以下のようになっています。

〔教職実践高度化コース〕 小学校、中学校

〔教科領域指導力高度化コース〕 小学校、中学校、高等学校

〔特別支援教育コース〕 特別支援学校、小学校

なお、実習を行う学校種の教員免許状（普通免許状）の1種免許状を取得している必要があります。

(4) 教育課程の概要

| | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 共通領域 科目 (20 単位) | <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成・実施に関する領域(2 科目) ・教科等の実践的指導方法等に関する領域(3 科目) ・生徒指導・教育相談に関する領域(2 科目) ・学校・学級経営に関する領域(2 科目) ・学校教育と教員の在り方に関する領域(1 科目) | | |
| コース必修 及び選択 科目 (12 単位) | 教職実践高度化 コース科目群 | 教科領域指導力高 度化コース科目群 | 特別支援教育 コース科目群 |
| 自由選択 科目 (4 単位) | 4 単位 | | |
| 教育実習 科目 (10 単位) | 学校 に お け る 実 習 | <p>【教職実践高度化コース・教科領域指導力高度化コース】 大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎能力発展実習(3 単位) ・学校教育実践研究実習(3 単位) ・教育実践開発研究実習(4 単位) <p>* 現職教員学生のうち、一部を免除して認められた者は免除する。</p> <p>現職教員等学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎能力発展実習(3 単位) ・学校教育実践研究実習(3 単位) ・メンターシップ実習(4 単位) <p>* 申請し認められた者は、一部が免除される。</p> <p>現職管理職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育高度化実践研究実習(3 単位) ・教育実践高度化開発研究実習(3 単位) ・マネジメント実習(4 単位) <p>* 申請し認められた者は、一部が免除される。</p> <p>【特別支援教育コース】 大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援基礎能力発展実習(3 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅰ(3 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅱ(4 単位) <p>現職教員学生・現職教員等学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター実習(3 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅰ(3 単位) ・特別支援教育実践研究実習Ⅱ(4 単位) | |
| その 他 の 実 習 | | <p>現職教員等学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実習Ⅰ(1 単位：選択科目) <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実習Ⅱ(1 単位：選択科目) | |
| 目標達成 確認科目 (2 単位) | <p>現職教員等学生・現職管理職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職総合研究Ⅰ <p>大学卒業見込み・卒業者等・社会人経験学生・現職教員学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職総合研究Ⅱ | | |

理論
⇓
実践
⇓
検証
⇓
改善

大学における学修

附属各学校に
おける学修
連携協力校・
研修センター
等における学
修

2 現職教員等学生、現職教員学生、現職管理職教員学生の教育方法について(教育実習の一部免除による短期履修制度、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例)

(1)「学校における実習」の「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)の免除を希望する場合の条件と審査方法

- ① 6年以上の教諭の教職経験を有する現職教員等で「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)の免除を希望する場合、初任者研修や教職5年経過研修(受けている場合)及び10年経過研修(中堅教諭等資質向上研修)の修了を証明する書類、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料の提出を求め、それらに基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を入学時に通知します。上記に示す研修修了を証明する書類、記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)
- ② 3年以上6年未満の教諭の教職経験を有し、大学院修学休業制度を活用して入学を希望する現職教員で「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」(3単位)の免除を希望する場合、初任者研修等の研修を証明する書類や、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料を求め、それらに基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を入学時に通知します。上記に示す研修修了を証明する書類、記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)
- ③ 6年以上の教諭の教職経験を有する現職管理職教員で「学校における実習」のうち「学校教育高度化実践研究実習」(3単位)及び「教育実践高度化開発研究実習」(3単位)の免除を希望する場合、初任者研修や教職5年経過研修(受けている場合)及び10年経過研修(中堅教諭等資質向上研修)の修了を証明する書類、その他学校内や地区・県・文部科学省等指定の研究会等において実施した研究授業等の学習指導案や実践記録及び報告書など教育実践力や授業指導能力を客観的に示す根拠資料の提出を求め、それらに基づいて研究科委員会で審査を行い、その結果を入学時に通知します。上記に示す研修修了を証明する書類、記録等の概要及び資料を願書出願時に提出してください。(遅れる場合は必ず事前に連絡してください。)

(2) 短期履修(1年間の履修)で修了を希望する場合の条件と修了判定方法

本専攻の修学期間は、原則2年間です。修学期間の短縮を希望できる者は、以下の学生に限ります。

- ① 6年以上の教諭の教職経験を有する現職教員等学生で、教育学研究科教職実践開発専攻の教育実習免除に関する内規に基づき、「学校における実習」の「基礎能力発展実習」(3単位)及び「学校教育実践研究実習」(3単位)の免除を認められた学生。
- ② 6年以上の教諭の教職経験を有する現職管理職学生で、教育学研究科教職実践開発専攻の教育実習免除に関する内規に基づき、「学校における実習」の「学校教育高度化実践研究実習」(3単位)及び「教育実践高度化開発研究実習」(3単位)の免除を認められた学生。

修了判定は、各科目の成績及び現職教員等学生、現職管理職学生を対象とした達成度評価指標に示されている各領域の各観点の達成度や、取り組んだ課題研究のレポート等を総合的に判定する「教職総合研究Ⅰ」(目標達成確認科目)の結果に基づいて、1年次終了の段階で修了可能な水準に達してい

るかについて、学習達成度評価委員会で検証・審査し、研究科委員会で修了の可否を決定します。

(3) 大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例（夜間、夏季・冬季の休業中及び土・日曜日を活用した授業及び指導）を活用した修学を希望する場合

- ① 現職教員等学生を対象に、より高度の教育を受ける機会を拡大し、より多くのスクールリーダーの育成を図るため、大学院設置基準第 14 条（「大学院の課程においては、教育上特別の必要が認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。」）を適用し、そこに定める教育方法の特例措置を講じます。
- ② 第 14 条の適用は、1・2 年次とも夜間、夏季・冬季の長期休業期間及び土・日曜日の授業や教育指導を希望する現職教員等学生の修学期間のみとします。
- ③ 必修科目（教育実習を除く）は、受講者全員が出席可能な授業日や時間を確保するために、夜間開講で対応できない科目については土・日曜日や長期休業期間に集中講義を開講する措置を講じます。
- ④ コース必修・選択科目については、原則として夜間開講の措置を講じます。夜間開講できないものについては、長期休業期間等に集中開講を行う等の措置を講じます。
- ⑤ 教職実践高度化コース・教科領域指導力高度化コースにおける教育実習は、宮崎県教育研修センターや宮崎市情報教育研修センター等の宮崎県教育委員会や宮崎市教育委員会所管の教育研修施設等で長期休業等を活用して実施します。特別支援教育コースにおける教育実習は、所属校で実施します。
- ⑥ 申請により一定の条件のもとで、長期履修制度による履修を認めます。

3 常勤3年以上の社会人経験を有する人の教育方法について（長期在学制度による履修方法）

- (1) いずれかの学校種の 1 種免許状の取得と教職実践開発専攻の修了に必要な単位を併せて修得（専修免許状取得）することが不可欠なので、3 年ないし 4 年間の在学が必要となります。したがって、申請により一定の条件のもとで、長期在学制度による履修を認めます。
- (2) 1 年次では、いずれかの学校種の 1 種免許状の取得に必要な単位を学部の開設科目の中から選択して履修し、2 年次以降に教職実践開発専攻の共通領域科目や各コースの必修・選択科目及び教育実習科目を履修するよう指導します。
- (3) 各学年の履修単位が 43 単位を上回らないように、履修指導します。

4 修了要件

本専攻の教育目的に沿って設定された授業科目（共通領域科目、コース必修・選択科目、教育実習科目、目標達成確認科目）を履修して修了要件の基準（総計 48 単位取得：教育実習の一部免除の場合は、その単位数を減ずる）を満たし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力として、以下のような資質・能力を獲得した者について修了認定し、教職修士（専門職）の学位を授与します。

(1) 大学卒業見込み・卒業者・教諭 6 年未満の現職教員及び常勤 3 年以上の社会人経験者

教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新人教員としての資質

1. 現代の学校のおかれた状況の中で、教員の在り方を全体的に理解できる。
2. 学校や学級という組織の在り方について、地域や保護者・他機関等の対外的な関係も含めて総合的に理解できる。
3. 生徒指導上の問題をカウンセリングの視点から理解し、問題解決に向けた適切な指導計画を作成できる。
4. 自己や他者が行った授業の実践記録に基づいて、授業内容や指導方法を検討し、改善案を作成し授業を再構築できる。

(2) 常勤 6 年以上の現職教員・教諭経験 6 年以上の現職管理職教員

教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとしての資質

1. 現代の学校教育がかかえる諸課題を理解し、教育実践者としての自己を反省的にとらえたとともに、他の教員をリードする形で教員資質の改善ができる。
2. 学校や学級の実情や特性を把握し、適切な学校や学級の経営プランを立て、その実施に当たって指導的な役割を果たすことができる。
3. 生徒指導上の問題の発生予防や、児童・生徒の問題行動をカウンセリングの視点から理解し、関係職員や関係諸機関との連携等も含めて指導できる。
4. 自己だけでなく、同僚職員も含めた授業改善にはたらきかけ、学校の教育目標の達成に貢献できる。

5 取得可能な教員免許状(専修免許状)

本専攻において取得可能な専修免許状は、次のとおりです。ただし、専修免許状の所要資格を得ようとする場合には、取得しようとする専修免許状（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科）の1種免許状を所有することが必要です。

| 専攻 | コース | 取得可能な専修免許状 | |
|--------|------------|---------------|--------------------------------------|
| | | 種類 | 教科 |
| 教職実践開発 | 教職実践高度化 | 小学校教諭専修免許状 | |
| | | 中学校教諭専修免許状 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 |
| | 教科領域指導力高度化 | 高等学校教諭専修免許状 | 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語 |
| | | 幼稚園教諭専修免許状 | |
| | 特別支援教育 | 特別支援学校教諭専修免許状 | |

V 学生寄宿舍の入居

学生寄宿舍に入居を希望される方は、「学生寄宿舍入居申請要項」を下記請求方法にて請求してください。
寄宿舍の詳細については、「学生寄宿舍入居申請要項」に記載しています。

請求方法

(1) 学生生活支援課での請求

創立 330 記念交流会館の学生生活支援課で配付します。

(2) ホームページからのダウンロード

宮崎大学学生支援部のホームページ（下記 URL）から、ダウンロードできます。

URL : <http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/home.html>

(3) 郵送による請求

返信用封筒（角形 2 号、本人の郵便番号・住所・氏名を明記のうえ、140 円分の切手を貼付したもの）を同封し、「学生寄宿舍入居申請要項請求」と朱書きし、下記住所まで郵送してください。

〒889-2192 宮崎市学園木花台西 1 丁目 1 番地

宮崎大学学生支援部学生生活支援課

TEL 0985-58-7142